

使用許諾条件

お客様（以下「甲」といいます。）とビッグロブ株式会社（以下「乙」といいます。）とは、InfoCage SiteShell に関し、次のとおり合意します。

1. 定義

- 1.1 「ソフトウェア・プロダクト」とは、本契約に基づき甲に提供されるオブジェクト形式のコンピュータ・プログラムおよび関連資料をいいます。
- 1.2 「指定ハードウェア」とは、ソフトウェア・プロダクトに何らの変更を加えることなくこれを稼働させることができる乙が所有、管理または運営するコンピュータまたは当該コンピュータ上でハードウェア仮想化技術によって形成された一つの仮想的ハードウェアシステムをいいます。

2. ライセンス

- 2.1 乙は、甲に対し、ソフトウェア・プロダクトを一時に下記台数までの指定ハードウェア上で甲の内部業務目的のためにのみ使用する一身専属的、譲渡不能の非独占的権利を許諾し、甲はかかる権利を受諾します。
許諾台数： 1 台
- 2.2 ソフトウェア・プロダクトは、指定ハードウェアの一時メモリ（例えば、RAM）にロードされ、または固定メモリ（例えば、ハードディスク、その他の記憶装置）にインストールされたときに当該コンピュータにおいて使用されたものとし、
- 2.3 ソフトウェア・プロダクトには、本契約以外のライセンス契約に基づき甲に使用許諾される部分が含まれることがあります。この場合、かかる部分に関する契約条件は、当該ライセンス契約の条件が本契約よりも優先します。

3. 複製権

- 3.1 甲は、前条に定める範囲内でソフトウェア・プロダクトを使用する場合、当該範囲内でソフトウェア・プロダクトを複製（インストールに限定される）することができます。ただし、第 2 条第 3 項に記載するライセンス契約に基づき使用許諾された部分については、当該ライセンス契約に従うものとし、
- 3.2 前項に規定するほか、甲は、バックアップまたは保管目的でソフトウェア・プロダクトを 2 部を上限として複製することができます。なお、ソフトウェア・プロダクトを、ハードウェア仮想化技術により生成された仮想的ハードウェア上に存在する OS およびその他のアプリケーションソフトウェアとともにサーバイメージとして複製した場合には、当該上限は適用されないものとし、複製したサーバイメージを起動した場合には、第 2 条第 2 項に定めるソフトウェア・プロダクトの使用とみなされるものとし、第 2 条第 1 項に定める許諾台数の制限にかかるものとし、
- 3.3 前 2 項に基づきソフトウェア・プロダクトを複製した場合は、ソフトウェア・プロダクトに付されている乙または第三者の著作権表示その他の表示と同一の表示を当該複製物にも付すものとし、

4. 移転等

- 4.1 甲は、乙の書面による事前の承諾を得ることなくソフトウェア・プロダクトを第三者に譲渡し、担保に供し、または第三者に使用させてはなりません。
- 4.2 甲は、乙の書面による事前の承諾ならびに日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく直接または間接にソフトウェア・プロダクトまたはその直接製品を輸出、再輸出、転売、出荷、もしくは転用し、または輸出、再輸出、転売、出荷、もしくは転用させてはなりません。

5. 逆コンパイル等

- 5.1 甲は、ソフトウェア・プロダクトを改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルしてはなりません。ただし、第 2 条第 3 項に記するライ

センス契約に基づき使用許諾された部分については、この限りではありません。

- 5.2 甲は、ソフトウェア・プロダクト上または内部にある乙または第三者の著作権表示その他の表示を除去または変更してはなりません。
- 5.3 甲は、ソフトウェア・プロダクトのいかなる部分およびソフトウェア・プロダクトから抽出されたいかなる情報も、第三者に開示し、漏洩し、または入手可能にしてはなりません。ただし、第2条第3項に記するライセンス契約に基づき使用許諾された部分については、この限りではありません。ただし、本契約の条件に従って、甲の内部業務を履行するためにソフトウェア・プロダクトに接する必要がある甲の従業員に対する開示は、この限りではありません。本項の義務を果たすために甲が採用すべき注意の程度は、甲自身の同様の秘密情報に関して甲が採用している注意の程度と同一のものとしますが、かかる注意の程度は、いかなる場合も善良なる管理者の注意を下回ってはなりません。

6. 無体財産権

- 6.1 本契約は、ソフトウェア・プロダクトに関する著作権その他の知的財産権を甲に移転するものではありません。

7. 保証の制限

- 7.1 乙は、商品性および特定目的との合致性に関する保証ならびに第三者の権利を侵害しないことの保証を含め、いかなる保証も行いません。
- 7.2 乙は、いかなる場合も、甲の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき乙が予見し、または予見し得た場合を含みます。）および第三者から甲に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負わないものとします。また、乙が損害賠償責任を負う場合には、乙の損害賠償責任は、その法律上の構成の如何を問わず、乙が直近の1年間に現に支払いを受けたソフトウェア・プロダクトに係るサービス料金（以下「使用料」といいます。）相当額を以てその上限とします。

8. 契約の終了

- 8.1 甲が本契約のいずれかの条項の一に違反した場合には、乙は、いつでも本契約に基づく甲の権利を終了させることができるものとします。
- 8.2 本契約の有効期間は、乙がソフトウェア・プロダクトを使用許諾した日から、当該月の月末までとします。
- 8.3 前項の有効期間の満了日前までに、甲また乙から本契約を終了する旨の意思表示がない場合は、本契約の有効期間は1ヶ月間延長されるものとし、以後期間満了毎この例によるものとします。
- 8.4 本契約が終了する場合、本契約に基づく甲のすべての権利は直ちに終了し、甲は、乙所定の手順に従い指定ハードウェアからアンインストールしたうえで、乙の要求があった場合は本ソフトウェア・プロダクトの使用を終了した旨を証する文書を乙に提出するものとします。なお、甲は、本契約に基づき乙に支払った使用料の返還を求めることはできないものとします。
- 8.5 本契約が期間満了または解除等により終了した場合といえども、第4条乃至第9条は、本契約終了後もなお対象事項が存続する限りそれぞれ有効とします。

9. その他

- 9.1 お客様は、ソフトウェア・プロダクトその他ソフトウェア・プロダクトの使用により得たデータまたは情報を第三者に開示、漏洩してはならないものとします。本条に基づくお客様の秘密保持義務は、使用権の終了後3年間存続するものとします。
- 9.2 本契約にかかわる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。